

【令和6年度午後の部第37問 解答例】

第1欄

【登記の事由】

取締役、代表取締役、監査役及び会計参与の変更
募集株式の発行
公告をする方法の変更
監査役設置会社の定めの廃止
監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めの廃止
会計参与設置会社の定めの設定

【登記すべき事項】

令和6年3月25日変更

公告をする方法

当会社の公告は、電子公告の方法により行う。

<https://www.sakura.abc.jp/>

ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合には、官報に掲載してする。

同日監査役設置会社の定め廃止

同日監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めの廃止

同日設定

会計参与設置会社

同日次の者任期満了により退任

取締役D、取締役E、監査役F

同日会計参与税理士法人ハマナス就任

(書類等備置場所) 東京都渋谷区ハマナス3番地

令和6年3月30日代表取締役B資格喪失により退任

令和6年4月1日次のとおり変更

発行済株式の総数 1万4,500株

資本金の額 金1億6,250万円

【登録免許税額】

金14万7,500円

【添付書面の名称及び通数】

定款	1 通
株主総会議事録	1 通
株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト）	1 通
取締役会議事録	1 通
株式の引受けの申込みを証する書面	3 通
払込みがあったことを証する書面	1 通
資本金の額が会社法及び会社計算規則の規定に従って計上されたことを証する書面	1 通
登記事項証明書	1 通
会計参与の就任承諾書	1 通
辞任届	1 通
委任状	1 通

第2欄

【登記の事由】

取締役及び代表取締役の変更
非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定の設定
株式交付

【登記すべき事項】

令和6年3月30日取締役B辞任

令和6年6月25日設定

非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定

当社は、会社法427条の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び会計参与との間に、同法第423条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

令和6年6月27日取締役G就任

令和6年6月28日取締役H就任

令和6年6月29日次の者就任

東京都北区スイセン町4番地

代表取締役G

令和6年7月1日変更

発行済株式の総数 1万6,900株

【登録免許税額】

金6万円

【添付書面の名称及び通数】

株主総会議事録	1通
株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト）	1通
取締役会議事録	1通
取締役及び代表取締役の就任承諾書	3通
辞任届	1通
印鑑証明書	4通
株式交付計画書	1通
株式交付親会社が株式交付に際して譲り受ける株式交付子会社の株式の総数の譲渡しを行う契約があったことを証する書面	1通
委任状	1通

第3欄

【登記することができない事項】

取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定の設定

【理由】

本問の会社は監査役設置会社ではないため、当該規定を設定することができない。

※7/8（月）19：00現在の解答です。今後、変更する場合がありますので、最新の解答は当校Webサイトをご覧ください。

※この解答はクリアールが作成したものです。無断複写・複製を禁止いたします。